

## <研修会参加報告>

### 「令和3年度西部隣協県内現地訪問視察研修会」に参加して

下榎隣保館 西村千秋・西村さつみ

10月27日、鳥取市用瀬町にある「認定NPO法人 十人十色」の福祉施設の視察と、同施設理事長の岸本美鈴さんの講演「施設開設への思いや不合理な状況に置かれやすい人たちに対する支援など」を聞きました。

十人十色は、「誰もが、特に今の社会では不合理な状況に置かれやすい人たちが、人として大切にされ、可能性を伸ばしていくことが出来るよう、共に歩み地域との接点を作ることを通じて、より良い社会づくりに貢献すること」を活動理念として活動しています。

同施設では、

- ◇地域活性化事業（不登校・ひきこもりの支援）
- ◇グループホーム（知的・精神障がい手帳を所持

している人たちの自立と自律を目指す）

◇就労支援B型・生活介護事業（地域の宝再生！農業・内職など）

◇小規模多機能居宅介護（地域密着型サービス、今までの人間関係や生活環境を出来るだけ維持できるように対応）

そのほか、身近なものを使ったアート作品が「鳥取県はーとふるアートギャラリー」の認定を受けるなど、さまざまな場面で活躍されています。昼食は地産地消の手作り弁当で、食材も豊富で無添加食材を基本に作られていました。

講演を聞き、「手作りご飯をきちんと食べる。夜にしっかりと寝て、朝すっきりと起きる」という生活の基本の大切さを、改めて感じました。

新春恒例の囲碁・将棋大会は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、参加者の皆さんの健康と安全を考慮し中止しますが、ご理解とご協力をお願いします。

## 第45回新春囲碁・将棋大会 開催中止のお知らせ

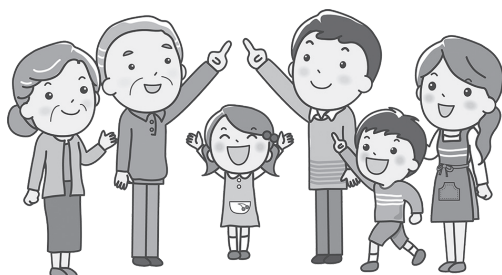
### 人権あれこれ

#### 自分がやらないと困る家族がいる

#### 「ヤングケアラー」を知っていますか？

最近、社会問題となって報道でも取り上げられていますが、本来大人が担うような家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行い、自らの生活や学業に影響を受けている18歳未満の子どものことを「ヤングケアラー」と言います。

ヤングケアラーになる背景として、以前に比べ家族の人数が減って家庭内にケアを担う大人がいないために、子どもが引き受けざるを得ない状況があります。子どもたちは、多くの時間を介護や家事に費やされるため、勉強に集中できなったり睡眠不足に陥ったり、ときには学校を休まなくてはならなかったりと、悪循環になっているようです。



さらに、家族が働けない状況であれば、経済的な厳しさも抱えることとなります。また、放課後や休みの日に友人と交流する機会も減り、子ども社会からの孤立も心配です。

ヤングケアラーの子どもたちの将来が閉ざされないよう、周囲の理解や、子どもたちへの支援体制が、今後さらに必要になると思います。

対策、お役立ち情報など  
押さえておきたい  
情報満載！

第5回

# 獣害対策 アップデート



## クマの話③ クマ対策

前回、クマと遭遇する原因と対処法についてお話ししました。今回は最後に「人里におけるクマ対策」についてお話ししたいと思います。

人里にクマを引き寄せない、距離を取る方法として効果的なのは、柿、栗、ハチの巣、生ごみなどの誘因物の除去または管理です：なんて、獣害対策でずっと言われてきていることなので、「知ってる」という声が聞こえてきそうです。

しかし、特にクマは効率的に栄養を摂取するために、一度にまとめて食べられる食物を選択し、執着する傾向があります。人里は常にたくさんの食物がある場所と学習したクマは、人里に依存する個体になってしまいます。

ですので、クマ対策の場合も、収穫しない果樹は切る、生ごみは外に放置しない、養蜂場は電気柵で囲む、などの誘因物管理はとても重要なのです。

日野郡鳥獣被害対策協議会  
川野風花【問合せ】電話 72-1399

もう一つ、クマを寄せない対策として、やぶなど、クマが隠れやすい場所を人里周辺から無くすることが重要：なんて、これもまた、獣害対策で耳にしたことができるほど言われていることですよ。

そもそも、クマが寄りつきにくい環境ということは、他の動物も寄りにくい、ということなのです。ただ、クマはイノシシやシカと違って木登りが得意です。ずんぐりとした見た目とは裏腹に、ワイヤーメッシュなどの柵は簡単に乗り越えてしまいます。

そのため、クマに対して防護柵を張る場合、電気柵が利用されています。対クマの電気柵は、3〜4段張りで、電気線の高さは20cm間隔で設置するのが効果的とされています。日野郡ではまだクマ被害は大きな問題にはなっていないませんが、今後増えていくかもしれません。

お互い良い距離感でいられるように、日ごろからクマを寄せ付けない対策を心がけたいものですね。



～こんにちは、消費生活相談員です～

### 知って安心！消費生活のはなし



## 予期せぬ「サブスク」の請求トラブルに注意！

「サブスクリプション（以下「サブスク」という）」とは、定められた料金を定期的に支払うことにより、一定期間、商品やサービスを利用することができるサービスのことです。一般的に、一度契約をすると、解約しない限り自動的に支払いが継続されます。

全国の消費生活センターには、サブスクに関する相談が、多数寄せられています。インターネット上での申込みが多く、中には契約内容などを正しく認識しないまま契約し、請求に気づいてトラブルになるケースもあるようです。

〈事例1〉メーカーの公式サイトと勘違いして有料の質問サイトを利用し、月額料金を請求された  
 〈事例2〉動画配信サービスの解約を忘れ、利用していないにもかかわらず代金を請求された

### アドバイス

- ・「無料体験」「無料トライアル」の広告・表示をきっかけにサブスクを申し込む際には、契約条件をよく確認してから契約しましょう。
- ・申し込む前に、契約の相手方の事業者名、サービス内容、解約方法を確認しましょう。申込時の登録情報は解約手続きに必要なになりますので、忘れないようにしましょう。
- ・利用していない契約の支払いがないか、クレジットカードなどの明細は毎月確認しましょう。



一人で悩まず、相談は役場産業振興課内、消費生活相談窓口（電話 72-0336）または局番なしの188にご連絡を！